

## 図書館システムのデータ移行問題検討会設置要項

### (設置)

- 第1条 本会は、図書館システムのデータ移行問題検討会（以下「本会」という。）と称し、理事会の承認のもとに期間を定めて設置する。
- 2 設置の期間は2015年10月1日から2017年3月31日までとする。

### (目的)

- 第2条 本会は、図書館システム更新時におけるデータ移行時に使用する用語の共通化及び機能要求仕様書等の適正化について検討し、図書館現場における図書館システム更新に伴う各種トラブルを未然に防ぎ、もってより良い図書館システムの普及を図り、図書館の振興に資することを目的とする。
- 2 本会の検討結果は検討成果物として刊行することを目指す。

### (組織)

- 第3条 本会は、次の委員をもって組織する。
- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| ① 公立図書館のシステム知識と技術に精通する会員 | 若干名 |
| ② 公立図書館の運営に精通する会員        | 若干名 |
| ③ 日本図書館協会理事等             | 若干名 |
- 2 本会の座長は委員の互選とする。
- 3 本会は必要に応じて、システムベンダーや専門家、各図書館担当者等に意見を聞くことができる。

### (事務)

- 第4条 本会の事務は日本図書館協会事務局で行う。